

草加市教育委員会会議録

平成31年第2回定例会

平成31年草加市教育委員会第2回定例会

平成31年2月7日(木)午後1時10分から

教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

議 題

- 第1号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(平成30年度草加市一般会計補正予算(第5号))
- 第2号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(平成31年度草加市一般会計予算)
- 第3号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第4号議案 平成31年度草加市教育委員会教育方針及び草加市教育行政重点施策を定めることについて
- 第5号議案 草加市学校運営協議会規則の制定について
- 第6号議案 平成31年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 第4号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
-

出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子
委 員	川 井 か す み

説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	本 間 錦 一

教育総務部副部長	青	木	裕
教育総務部副部長	野	川	雄一
総務企画課長	伊	藤	寿夫
学務課長	菅	野	光三
指導課長	河	野	健
教育支援室長	奥	村	勇

事務局

名	倉	毅
山	岸	亮

傍聴人 0人

午後 1 時 1 0 分 開会

開会の宣言

高木宏幸教育長 ただ今から、平成 3 1 年教育委員会第 2 回定例会を開催いたします。

初めに、1 月 2 5 日付けで教育委員会委員に就任をされました川井かすみ委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

川井かすみ委員 初めまして、川井かすみと申します。私は、息子が、2 万人、3 万人に 1 人という難病がある障がい児です。草加市は、障がい児でも子育てしやすいまち、とても暮らしやすいまちになってくれたら良いと思います。これから、全ての子どもたちのために力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

高木宏幸教育長 ありがとうございました。

前回会議録の承認

高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

——— 前回会議録の朗読 ———

高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

高木宏幸教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了します。

議案審議

高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、議案が 6 件、報告が 1 件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等ございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

第1号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(平成30年度草加市一般会計補正予算(第5号))

高木宏幸教育長 初めに、第1号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(平成30年度草加市一般会計補正予算(第5号))について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、市議会の議決を経るべき案件でございます。市長から教育委員会に対し意見を求めるものでありますことから、今回、議案としてお諮りするものでございます。

初めに、学校施設維持管理事業(小学校)についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、小学校3校、草加小学校、氷川小学校、新田小学校のブロック塀等改修工事に対し、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金及び学校施設整備事業債の起債が見込まれますことから、歳入予算の補正及び財源振替を行うものでございます。

また、平成31年度に予定しております小学校5校、草加小学校、清門小学校、稲荷小学校、八幡北小学校、長栄小学校のブロック塀等改修工事につきましても、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金及び学校施設整備事業債を活用し、平成30年度予算で前倒して行うために歳入歳出予算の補正を行うものでございます。

なお、当該交付金につきましては、翌年度への繰り越しも認められること、また、適正な工期を確保する必要がありますことから、平成30年度予算で前倒しする小学校5校のブロック塀等改修工事費につきましては、翌年度への繰り越しを行うものでございます。

予算額につきましては、歳入予算が、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金2,531万4,000円、学校施設整備事業債1億2,680万円で、歳出予算額は工事請負費としまして1億2,032万円の増額補正となっております。

次に、学校維持管理運営事業(小学校)につきましては、賃借しておりました両新田小学校用地の購入費につきまして、地方債を活用することに伴い、歳入予算の補正及び財源振替を行うものでございます。予算額につきましては、学校用地取得事業債4,740万円の増額補正となっております。

最後に、学校施設維持管理事業(中学校)につきましては、中学校3校、栄中学校、瀬崎中学校、花栗中学校のブロック塀等改修工事に対し、小学校と同様に、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金及び学校施設整備事業債の起債が見込まれますことから、歳入予算の補正及び財源振替を行うものでございます。予算額につきましては、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金896万8,000円、学校施設整備事業債2,210万円の増額補正となっております。

ります。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第1号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第1号議案については、可決といたします。

第2号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(平成31年度草加市一般会計予算)

高木宏幸教育長 次に、第2号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取(平成31年度草加市一般会計予算)について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、市議会の議決を経るべき案件でございます。市長から教育委員会に対し意見を求めるものでありますことから、今回、議案としてお諮りするものでございます。

平成31年度教育予算総括表をご覧ください。平成31年度一般会計予算の教育費につきましては、合計で59億7,687万8,000円となります。平成30年度教育費予算額につきましては、56億5,603万2,000円となり、金額で比較しますと3億2,084万6,000円、5.7%の増となります。また、一般会計に対する教育費は7.6%となります。主な増額の要因としましては、特別教室等へのエアコン設置に係る経費としまして2億144万2,000円の増額、川柳中学校における校舎等大規模改造工事としまして1億3,924万8,000円の増額によるものでございます。

次に、歳入につきましては、平成31年度合計としまして14億9,246万4,000円でございます。前年度と比較しますと、3億7,538万4,000円の増額となります。この主な増額の要因としましては、瀬崎小学校の使用貸借地の購入に伴い、学校用地取得事業債としまして1億9,400万円の増額、また、川柳中学校の大規模改造工事等に対する校舎等大規模改造事業債としまして1億5,970万円の増額になったことが、その主な要因でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。平成31年度予算事業別事業内容に基づき、主な

施策ごとにその内容をご説明申し上げます。

初めに、施策1-1、学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成におきましては、前年度と比較しまして9,964万9,000円の増額となっております。この主な要因としましては、3番、情報教育環境整備事業としまして、統合型校務支援システムの導入等の経費として8,316万1,000円の増、4番、英語教育・国際理解教育推進事業としまして、ALTの増員により3,110万7,000円の増額となっております。

次に、施策1-2、心豊かな児童生徒の育成におきましては、前年度と比較いたしまして527万7,000円の減額となっております。減額の主な要因としましては、16番、自然教室推進事業としまして、平成30年度の実績を踏まえ派遣職員の人件費等を精査したことに伴い、580万4,000円の減額となっております。

次に、施策1-3、健康でたくましい児童生徒の育成につきましては、前年度と比較いたしまして2,359万9,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、24番、学校給食推進事業としまして、中学校の給食調理業務委託料などが増加したことに伴い、3,139万2,000円の増額となっております。

次に、施策1-5、一人ひとりに応じた就学支援の充実におきましては、前年度と比較いたしまして3,125万5,000円の減額となっております。減額の主な要因としましては、28番、学校就学援助事業としまして、平成30年度におきましては、事前支給するために、平成30年度、平成31年度2年分を計上しておりましたが、平成31年度につきましては、2020年度入学予定者の保護者に支給する経費としまして1年分の計上となりますことから、2,957万円の減額となっております。

次に、施策2-1、計画的な学校教育施設整備の推進につきましては、前年度と比較いたしまして2億2,640万8,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、32番、学校施設維持管理事業としまして、新栄中学校の雨水貯蔵施設の改修工事や、学校施設の長寿命化計画策定業務委託を実施することに伴い、1,773万5,000円の増。33番、学校維持管理運営事業としまして、瀬崎小学校の使用貸借地の購入費用などで1億7,983万5,000円の増。35番、エアコン設置事業としまして、特別教室等へのエアコン設置や、屋内運動場にエアコンを設置することに向けた設計業務委託に係る経費としまして2億144万2,000円の増。37番、校舎等大規模改造事業としまして、川柳中学校校舎の大規模改修工事費の増により1億3,924万8,000円の増額となっております。

一方で、減額となっております事業につきましては、31番、トイレ環境改善整備事業とし

まして、対象校の減により2億2,466万1,000円の減。36番、非構造部材耐震化事業としまして、対象校などの減により8,839万3,000円の減額となっております。

次に、施策3-2、組織力をいかした学校経営の推進におきましては、前年度と比較しまして605万1,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、40番、学校運営・就学事務事業としまして、教員の業務の負担軽減化を目的としました、スクール・サポート・スタッフの配置に係る経費などとして437万8,000円の増。41番、学校管理運営事業としまして、学校運営協議会の委員報酬により34万3,000円の増額となっております。

次に、施策4-1、生涯をとおした多様な学習機会の充実におきましては、前年度と比較いたしまして408万1,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、45番、生涯学習推進体制整備事業としまして、旧谷塚西公民館跡地整備工事などに係る経費としまして、390万6,000円の増額となっております。

次に、施策4-2、生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進につきましては、前年度と比較いたしまして1,827万9,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、50番、公民館等事業としまして、工事請負費及び備品購入費などの減によりまして3,136万4,000円の減額となっております。一方で、増額となっております主な事業としましては、53番、図書館情報サービス・管理運営事業としまして、空調設備等改修工事設計業務委託料や、電子図書館開設に伴う経費として1,281万5,000円の増額となっております。

最後に、施策4-3、文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進につきましては、前年度と比較いたしまして1,353万5,000円の減額となっております。減額の主な要因としましては、55番、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の保存・活用推進事業としまして、保存活用計画に基づく整備計画の策定業務委託料の減として763万8,000円の減。56番、歴史民俗資料館管理運営事業としまして、改修工事費や備品購入費等の減で867万7,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

小澤尚久委員 31番、小学校のトイレ改修工事が9校から6校への減ということですが、大分整備されてきたと見ていいのでしょうか。この後は、徐々に減っていくような目算ですか。

説明員 来年度、6校行うことによりまして、小学校32校が完了となります。32年度以降、中学校の改修工事に着手する予定で、34年度を目途に完了する見込みでございます。

小澤尚久委員 32年度から34年度までの3年間ということで、大体何校ずつの予定で行っていくのでしょうか。

説明員 来年度、川柳中学校が工事を行う関係で、32年度からの3年間で26棟になるので、おおむね8棟から9棟が目安となります。

村田悦一教育長職務代理者 今、教育委員会は学力向上が最重要課題ということで、学力を伸ばす児童生徒の育成で18.8%の増ということです。増も減もありますが、8番、学力向上推進事業は5.5%増で、特に主な増減内容の記載はありませんが、事業概要にあるテストと学力向上推進補助員の配置について、もう少し詳しくお話をお伺いできればと思います。

高木宏幸教育長 指導課長。

説明員 草加市学力・学習状況調査は、小学校3年生から中学校2年生までの児童生徒を対象といたしまして、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学、英語のテストを行います。また、質問紙調査も実施しているところでございます。このテストの特色といたしましては、本年度は12月に実施しましたが、学習内容がどれくらい定着しているかを見るテストでございます。そういった意味で、全国・県の学力テストと違うところでございます。

学力向上推進補助員につきましては、学力向上推進校に補助員を1人ずつ配置いたしまして、きめ細かい、細やかな学習をするための補助をしていただいております。さらに、来年度につきましては、中学校の中間層から下位層を対象に、業者を入れて放課後学習を行っていくというようなことも、今、考えているところでございます。

村田悦一教育長職務代理者 関連して、3番、情報教育環境整備事業(小・中学校)で、一つは、「児童生徒の情報活用能力の育成及び教職員の校務効率の向上を図ります」とあります。過日、中学校区の幼保小中に関わる研究発表の時にも、学力というのは学びに向かう力だと、ぜひここで一人ひとりの先生が指導に向かう力を高めるために、私はこの総合型校務支援システムが、働き方改革という中で、子どもの学びに向かう力になるように、先生方にも指導に向かう力の支援ができるように、配置されたものが活用できるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第2号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第2号議案については、可決いたします。

第3号議案 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

高木宏幸教育長 次に、第3号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 教育に関する事務に係る議会提出議案の意見聴取について(市長等の給与等に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、市議会の議決を経るべき案件でございます。市長から教育委員会に対し意見を求めるものでありますことから、今回、お諮りするものでございます。

内容でございますが、平成30年人事院勧告に鑑み、一般職員の期末勤勉手当の年間支給割合を引き上げたことに準じますとともに、草加市特別職報酬等審議会での答申に鑑み、教育長の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。現在、教育長の期末手当の年間支給割合は4.4か月となっておりますが、0.05か月引き上げ、年間4.45か月の支給とするものでございます。

具体的には、第1条にございますとおり、平成30年12月に支給する割合を、100分の227.5を100分の232.5と、0.05か月に相当する100分の5を引き上げるものでございます。次に、31年4月1日以降につきましては、第2条にございますとおり、6月支給割合を、100分の212.5を100分の222.5とし、100分の10引き上げ、12月支給割合につきましては、第1条で引き上げました100分の232.5を100分の222.5と、100分の10引き下げるものでございます。

0.05か月の引き上げ額につきましては4万5,000円であり、附則にございますとおり、施行期日は交付の日としております。また、第2条につきましては平成31年4月1日から、第1条につきましては平成30年12月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第3号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第3号議案については、可決といたします。

第4号議案 平成31年度草加市教育委員会教育方針及び草加市教育行政重点施策を定めることについて

高木宏幸教育長 次に、第4号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 平成31年度草加市教育委員会教育方針及び草加市教育行政重点施策を定めることについて、ご説明を申し上げます。

第二次草加市教育振興基本計画の実現に向けて、平成31年度における教育方針、重点施策を定めるに当たり、平成30年度と比較し、変更した点についてご説明申し上げます。

初めに、教育方針からご説明させていただきます。新旧対照表をご覧くださいと思います。1ページ、下から7行目の下線部分、本市の取組である「幼保小中を一貫した教育」という表現、また、下から3行目にある記述で、新学習指導要領の内容を反映すべく「学びに向かう力・人間性等」という表現、また、「『特別の教科 道徳』を中心に」という表現を加えております。

次に、中ほどの下線部分、「学校教育課題の複雑化・多様化に伴い」という記述で始まるところでございますが、こちらにつきましては、コミュニティ・スクールに関すること、働き方改革に関することにつきまして、新たに記述を加えさせていただいております。

次に、「障がいのある児童生徒一人ひとり」の後に「教育的ニーズに応じて、その」ということで、教育支援室に関わる取組について追記させていただいております。

次に、学校施設に対する取組の項目としまして、これまでの大規模改造、トイレの改修、非構造部材の耐震化等の他に、31年度に重点的に取り組みます特別教室等へのエアコン設置、照明器具のLED化、体育館へのエアコン設置に係る調査といった各種整備と、その事前調査、このような整備に関する学校ごとの基本情報となります学校個別施設計画の策定についても、ここで追記をさせていただいております。

次に、3ページ中ほどの下線部分でございますが、こちらは中央図書館の取組につきまして、電子図書館等を含めまして記述をさせていただいております。

以上が、教育方針に関する変更点でございます。

次に、重点施策についてご説明申し上げます。

新旧対照表、施策 1 - 1 の項目、教育方針と同様に、本市の取組でございます「幼保小中を一貫した教育」、そして、新学習指導要領の内容を反映すべく「学びに向かう力・人間性等」という表現を新たに加えてさせていただいております。

次に、最終行から 4 ページにかけての記述になります。校務用支援システムに係る記述としまして、「これまでに整備された情報教育機器等を ICT 支援員の活用により」と表現を改めさせていただきます。

引き続き、4 ページの下段、「統合型校務支援システムを」という記述になりますが、ここでは、今、申し上げました支援システムの導入と業務の改善を図る旨を記述させていただきます。

次に、施策 1 - 2 に係る部分でございます。教育方針と同様に、「幼保小中を一貫した教育」と記述を改めさせていただきます。また、次の段落になりますが、「スクールカウンセラー」とありますとおり、不登校などの児童生徒への支援について追記をさせていただきます。

次に、施策 1 - 4 に係る部分でございます。こちらにつきましては、下から 3 行目、「そして」から始まるところで、「特別支援教室児童担当指導員を増員することで」のとおり、児童への支援に関する記述を追記させていただきます。

次に、施策 2 - 1 の記述で、教育方針と同様に学校施設の個別計画等に関するもので、ここでは整備方針、それから特別教室へのエアコン設置、照明器具の LED 化等といった取組について、次ページにわたりまして記述を追加させていただきます。

次に、施策 3 - 2 に係る部分でございますが、コミュニティ・スクールに関する記述を新たにここで加えさせていただきます。

次に、施策 4 - 2 に係る記述でございます。こちらにつきましては、5 行下のところに、公民館、文化センターについて、特定の施設ではなく、各公民館等に共通した運営の課題となっております「設備や備品等についても、適切な管理に努めます。」という記述を加えさせていただきます。また、その下の行に下線が引いてありますように、中央図書館等に関する記述といたしまして、レファレンスやパスファインダーといった図書、そして資料に関する相談、検索に関する記述を新たに加えさせていただきます。この他、子ども読書活動推進計画の推進に係る記述、また、空調設備や照明器具の LED 化に関して追記をさせていただきます。

最後に、施策 4 - 3 に係る部分でございます。こちらにつきましては、「おくのほそ道の風

景地「草加松原」に関する新たな整備計画の策定について、また、地域の文化財についての収集、整理と企画展での公開、体験教室といった学習支援の充実に努めることについて、追記をさせていただきます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 重点施策に「また、児童生徒が中学校を卒業するまでに英語検定試験 3 級取得を目指します」とあります。何年か行っていると思うのですが、来年度も目指していて、今年も目指しているわけですが、今年度、この 3 月で卒業する中学校 3 年生がどの程度 3 級を取得しているのか、分かれば教えてください。また、100%がもちろん目標になると思いますが、現実としてはやはり 80%ぐらいなのか、その辺りの目標値も合わせて教えていただければと思います。

高木宏幸教育長 指導課長。

説明員 今年 3 月で卒業する中学校 3 年生の英検 3 級取得率は、46%でございます。目標値ですが、国の目標値といたしまして、中学校卒業時までに英検 3 級程度以上取得が 50%とありますので、そこは目指していきたいと思っているところでございます。

村田悦一教育長職務代理者 少し遠慮がちな目標かと思えます。これは、50%以上は厳しいということなのか、他市の状況等は分からないと思えますが、国が 50%であれば、55%くらいを目標にして取り組んでいくのも良いかと思えます。

新学習指導要領の全面実施に向けてということで、過日も委員協議会で説明があったと思いますが、研究委嘱を行うということがありました。来年度は小学校、中学校のどこで研究委嘱を行うのでしょうか。幼保小中を一貫した教育の発表もあるので、具体的な学校が分かれば教えていただければと思います。

説明員 平成 31 年度の研究委嘱校につきましては、草加っ子「生きるカプラン」といたしまして、平成 30 年度、31 年度の 2 年委嘱が西町小学校、新田小学校、青柳小学校、長栄小学校の 4 校です。平成 30 年度から 31、32 年度の 3 年委嘱といたしまして、栄小学校、氷川小学校、川柳中学校、草加中学校の 4 校でございます。また、来年度は、読書活動推進に関する研究委嘱ということで 2 つの中学校区、プログラミング教育 1 校の委嘱を考えておりますが、現在調整中でございます。

幼保小中を一貫した教育の委嘱発表につきましては、谷塚中学校区、花栗中学校区、新栄

中学校区、両新田中学校区でございます。

村田悦一教育長職務代理者 来年、四つの中学校区で発表ということで、先ほどの研究委嘱は、来年、発表はどこもしないということですか。重なっていくとかなり大変だと思います。細かいことになりますので、後で時間があれば、お示しいただければと思います。

もう一つ関連で、千葉県野田市がかなりテレビに出ておりますが、ここにも「スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校、虐待などで支援を必要とする児童生徒に対して、関係機関との連携を密にし、問題の解決に向け支援の充実を図ります」とあります。おそらく、こういう表現はどこの市町村も書いていると思います。しかし、実際にはなかなかそれができずに、大変な問題が起きてしまうのですが、このことについては、文言を実際にどうしていくのかということで、気になりましたので言わせていただきました。

小澤尚久委員 施策1 - 4、特別支援教育の充実のところで、指導員の増員とありますが、どのくらいの規模で増員する予定ですか。

高木宏幸教育長 教育支援室長。

説明員 現在、特別支援教室児童担当指導員は1人です。ただ、学校からの要望が多いということがありますので、もう1人増員するということです。

小澤尚久委員 児童担当指導員の役割を、簡単に説明していただけますか。

説明員 簡単に申しますと、来てくれる通級のようなものです。各通常学級の困り感のある児童に対して、指導員が行き、その時間、対象児童を個別に指導するということが多いです。

小澤尚久委員 要望が多いということで、1人を2人とということですが、2人で足りるのでしょうか。それとも、今後も更に増員が必要になってくるという目算でしょうか。

説明員 昨年度でみますと、前期、後期と分けた中で、前期に10校の申し込みがありまして、そのうち5校しか派遣できませんでした。そのことを考えますと、やはりもう1人配置したいということで、増員するところでございます。

宇田川久美子委員 施策1 - 3、健康でたくましい児童生徒の育成で、「体を動かすことで運動を好きになり」から、「積極的に体を動かす機会を増やす」と変わっていますが、積極的に体を動かす機会は具体的にはどういうことを想定しているのでしょうか。

高木宏幸教育長 指導課長。

説明員 体育の授業はもちろんですが、授業の中で子どもたちの運動量の確保ということで、45分、50分の授業の中で、できるだけ多くの時間を子どもたちの運動する時間に充

てほしいということを、指導訪問等の中で指導しております。その他には、業間や、学校行事等につきましても、児童生徒が運動する時間や機会を積極的に設けるということでございます。部活動ももちろん含んでおります。

村田悦一教育長職務代理者 議案書の95ページには、先ほどありました予算との関連で、当然、事業を執行していくときには予算が伴います。平成30年度は、56億5,603万2,000円という予算を、どのくらい執行できていますか。もちろん、いろいろな事業で100%使い切るということは難しいのですが、やはり与えられた予算をどの程度執行できているのかは大切だと思います。今年度の予算の執行はこれくらいというものが分かれば、教えてください。

教育総務部長 毎年度、予算をつけていただきまして、その執行をできるだけ子どもたちや市民の皆様方に還元できるような予算執行を図っているところでございます。ただ、契約等におきましては、安く入札ができてしまうというような場合には、不用額として残る場合がございます。それでも、年度内に関連事業を展開していくような場合には、翌年度の計画を前倒して執行していく場合もございますので、できるだけ不用額を残さないよう事業執行を図っているところでございます。今のところ、平成29年度の決算しかございませんが、数字につきましては、今、お調べいたしますので、少しお時間をいただきたいと思います。

村田悦一教育長職務代理者 関連して、例えば課の中の予算を他へ回す、いわゆる流用と申しますか、教育委員会の中で全てどこでも回せるわけではないですね。いただいた予算をうまく活用して、特に学力向上などに充てられればと思うのですが、その辺りのことについて、後でも結構ですが、市民からの大事な税金がどのように活用されているのか、お伺いできればと思います。

教育総務部長 今、お示しいたしました平成31年度予算は、内示でいただいた金額でございますので、これがまた議会を通りませんと、執行はできないことになるわけでございます。教育委員会の予算として全ていただいているわけではございませんので、教育費という大きなお財布の中に、また仕切りがいくつもございます。その仕切りは、超えてはいけないという部分もございますし、余ったからといって人件費に回していいのかということ、そういうわけにもいかないという役所としての決まりもいくつかございます。そういったことに触れない中においては、できるだけ活用して、翌年度あるいは、その翌年度に計画をしているようなものでも、市長部局と調整をし、市長に伺いを立てた上での流用ということは行っているところでございます。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第4号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第4号議案については、可決といたします。

第5号議案 草加市学校運営協議会規則の制定について

高木宏幸教育長 次に、第5号議案につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 草加市学校運営協議会規則の制定についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定に基づきまして、市立小中学校に学校運営協議会を設置することに関し、必要な事項を定めたものでございます。こちらにつきましては、来年度、先行して4校、そして、その翌年度には市内全小中学校で学校運営協議会を設置しようと考えているところでございます。

何点か、私のほうから絞って説明させていただきます。まず、第4条にあります学校運営に関する基本的な方針の承認については、1号から3号に加えて、全てをここに書いてしまうわけではなく、第4号「その他対象学校の校長が必要と認めること」を加えて、学校が抱えている様々な課題について、承認されるものの中に入れていきたいと考えているところでございます。

次に、第8条でございます。委員の任命についてでございますが、5名以上10名以内といたしました。こちらにつきましても、人数については各学校によって増減があるところがございます。1号から4号で示させていただきましたが、第4号「その他教育委員会が必要と認める者」を設けさせていただきまして、各学校に必要な人数が配置できるような形で考えているところでございます。

また、第18条でございますように、協議会の庶務は当該対象学校において処理するというにおきまして、事務局として協議会に学校長も参加するという形をとっているところでございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

小澤尚久委員 平成31年度から、4校、新しく先に進めていただく学校があるとお聞き

しましたが、そちらの進捗状況と、もし、その4校それぞれ特色のようなものがありましたら、教えていただければと思います。

説明員 来年度、先行実施する4校につきましては、教育委員会の事務局と連絡協議会という形で、今、話をしているところでございます。具体的に各小学校、中学校から、どのような内容で協議会を進めていこうと検討しているところでございますので、大きな特色はまだ出ておりません。ただ、各学校の校長が掲げる、教育課程も含めてですが、各学校の課題をこれからしっかりと確認させていただいて、4月の学校運営協議会の中で説明し、承認をいただく中で、また計画的に進めていこうと考えているところでございます。地域的な面もでございますので、各学校によって同じ部分もあるかと思いますが、そこで特色あるものが出てくるのが予想されます。そちらについても、校長先生も含めて研修会等で説明させていただくとともに、国や県が行っているコミュニティ・スクールの説明会や、先行実施している学校の紹介、あるいはコミュニティ・スクールマイスター等、具体的に学校運営協議会の進め方を教えていただける方もいらっしゃると思いますので、研修会を開催する場合には積極的に私たちも一緒に参加させていただいて、今後の進め方についても改めて見直しを図るところでございます。

村田悦一教育長職務代理者 昨年、第11回定例会で、私も今のような質問をして、その際に課題となっているのは二つでした。一つは、どのような委員を選出すれば良いのかということ、二つ目は、委員の任期についてでした。来年度に4校、実際に行うわけで、2年目には全校で行うということですので、文部科学省の方などに来ていただいて、説明をいただくなり、研修会を開いてはどうですかというご提案をさせていただいたと思います。

1月23日に、文部科学省の教育研究協議会第5分科会に出たときに、その担当の方がコミュニティ・スクール推進係長でした。本当に話が分かる方で、埼玉県でもいくつかの市町村にお邪魔して、研修会に出ているというお話をお伺いしました。私も終わってから挨拶で、草加市でも来年度から実施するというので、名刺もいただいて、私の名刺も渡してきました。

私は先行実施だからということではなく、課題をもって3月までに調整していただきたいと思います。その4校に限らず、市内全部の学校でやはり早急に準備をする必要があると思います。私たちも久喜市へ行きましたが、なかなか大変ですし、資料を読むだけではやはり分からないことがあります。話を聞いてみると分かることがあるので、ぜひ計画をして、できれば年度内、無理であれば来年度当初、全校で進めていただきたいと思います。

説明員 まずは、年度内ですと、明日、県で開催されるコミュニティ・スクール関連の会議に、4校の校長先生、また、事務局も含めて参加をする予定でございます。今、この時期にお呼びして、説明会を開くというのはなかなか厳しいので、会議に参加していただくようにしております。また、市内全校ということについては、今予定をしているところですが、1学期中に市内の先行している4校の運営協議会の委員の方、また、来年度の学校評議員の方々、あるいはPTAの方々を参加者という形で、コミュニティ・スクールマイスターの方などをお呼びしての研修会を行いたいと考えているところでございます。

村田悦一教育長職務代理者 研修対象として、今は、要するに学校運営協議会委員になった人や来年度の学校評議員だけでなく、校長や学校も対象にする必要があると思います。委員になられる方の研修ということで受け取られているところもあるので、私は、学校長や学校の職員も含めて研修を行っていかないと、実際に始めていくのは難しいと思いますので、それも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

説明員 研修や会議については、各学校の校長先生又は教頭先生、庶務に関係すると思われる主幹教諭や教務主任の方も適宜、参加していただくよう進めていきたいと考えております。

村田悦一教育長職務代理者 規則についていくつかお尋ねしたいと思います。まず、第3条、設置についてのただし書きですが、これはどのような意味をもっているのでしょうか。久喜市を視察した際には、小学校と中学校では、連絡協議会はあるのですが、学校運営協議会としてはありませんでした。他の市がどういう規則になっているのか分からないのですが、このただし書きは、教育委員会として、今の時点ではやはり4校、その次には全校ということですから、学校独自の学校運営協議会という理解だったのですが、運営していく中で教育委員会が、ここは1校よりも中学校区が良いということで、途中で変えていくのか、あるいは、1年間、4校をみて、いろいろな学校からの意見を取り寄せて、2年目に、中学校区で運営協議会にするのか、このただし書きをどのように理解したら良いのかご説明いただければと思います。

説明員 現在のところ、このただし書きにあるようなことは想定しておりませんが、今後、二つ以上の学校で一つの学校運営協議会も可能だということを残しておくことで、ここから先、複数年、学校運営協議会を進めていく中で、この地区、この学校は、二つを一つにしたほうがより良い学校運営協議会ができるだろうと判断されれば、変更できる可能性を残させていただきます。久喜市については、まだ規定をしていないということは確認しているの

ですが、久喜市や他市についても今後、このように改正を行っていく可能性はありと、見込みでございますが、予想しているところでございます。

村田悦一教育長職務代理者　そういう意味であれば、草加市の実態から考えると、今は中学校区で連携していますから、本当はそれで学校運営協議会をつくっていけば、幼保小中を一貫した教育や、地域コミュニティとのつながりも出てくると思います。今のお話では、現在はそういう考えはないということでしたが、ある時期になったときに、そういうものができるということで、ここにただし書きがあると理解させていただきます。

同じく第4条ですが、「協議会の承認を得るものとする」、この承認というのはいつ得るのですか。例えば、何年か経てば、来年度の学校経営計画は前の年の3月に承認をいただくということができると思いますが、今回は4月になってからなのか、もし承認されない場合にはどうするのかといったことに関しては、私も想定できないところがありますが、どのように考えているのでしょうか。

説明員　前年度に話をするというのは、4月に新しく学校長が代わるということもございまして、厳しいものがあるかと思えます。ですので、4月に承認を得るようにすることが本来の形ではないかと考えています。また、承認を得られないことがないように、説明をしっかりと加え、場合によってはその場で修正することもあるかもしれません。それは、その場で確認をいただければ承認を得ることはできます。第1回の中で承認が得られるよう、事前に校長先生方にも話をさせていただいて、進めていただきたいと思います。

村田悦一教育長職務代理者　第6条ですが、「協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする」とあります。この評価は、今、学校評価も行っていきますが、ある程度は想定できているのか、これから検討していくのか、どのように考えていますか。

説明員　現在のところ、学校評価は今、行っているものと考えております。

村田悦一教育長職務代理者　第9条ですが、「委員の任期は、2年として、再任を妨げない。ただし、4年を超えて委員を継続することはできない」、この場合、4年を超えて委員を継続ですから、断続することはできると考えて、例えば4年継続して、間が空いて、また2年ということはできると理解してよろしいのでしょうか。

説明員　おっしゃるとおりでございます。4年継続しましたら、そこで1度、継続せずにお休みいただきまして、2年空いたときに、また2年ということも可能だということです。

村田悦一教育長職務代理者　第19条の最後、「協議会に関し必要な事項は、教育長が別に

定める」ということで、現時点でどのようなことを想定しているのでしょうか。もう一つ、この規則に学校運営協議会の会議録のことがどこにも明記されていません。やはり公開性や説明責任ということであると、この協議会の庶務は学校が行うのか、どのようになっているのですか。会議録もある程度、共通理解というか、別に定めることになっていくのかと考えていますが、このことも含めて、別に定めるということについて、どのような想定があるのか教えていただければと思います。

説明員 今、お話いただきました第19条については、特に大きな想定はございません。ただ、会議録につきましては、学校運営協議会は地方自治法の規定に基づく附属機関に位置付けられているものですので、本市では附属機関の運営に関して必要な事項を定めている審議会等運営規則がございまして、その中で会議録の作成が規定されておりますので、そちらに基づき作成することになります。

宇田川久美子委員 確認させてください。第9条の任期について、任期は2年として再任を妨げず、4年を超えて継続することはできないということですが、2年休んで、また復帰できるということであれば、なぜ2年空けなければいけないのですか。

説明員 検討委員会の中で、PTAの方々からもご意見をいただきまして、同じ方が長くいらっしゃいますと、新しく来た方などが自分の意見を言い出しづらい雰囲気をつくってしまうことがあるということで、最長4年であれば、また戻ることも可能ということにして、必ず戻るわけではないので、まずは4年間で大きく関わっていただければ、同じ方の影響を及ぼしたまま学校運営協議会が進むことはないだろうということで、2年の再任を妨げず、4年を超えてはないということで規定いたしました。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第5号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第5号議案については、可決といたします。

第6号議案 平成31年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

高木宏幸教育長 次に、第6号議案につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 平成31年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてご説明いたします。

学校保健安全法第23条及び草加市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例第2条の規定に基づきまして、新年度、新たに1年間の委嘱をしようとするものです。

今回、案として示させていただきました学校医、学校歯科医及び学校薬剤師につきましては、事前に、一般社団法人草加八潮医師会、草加歯科医師会及び草加市学校薬剤師会の3師会に推薦を依頼し、3師会の内部で調整をしていただき、名簿のとおりお返事をいただきました。

平成31年度に委嘱する先生方ですが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の実人数は179人を予定しております。新たに委嘱させていただく方は、学校医4人、学校歯科医1人、学校薬剤師2人となっています。また、来年度、担当する学校が変わる先生方、今年度で退任される先生方も示させていただきます、退任者は合計9人となっております。

平成31年度の委嘱期間は、平成31年4月1日から翌2020年3月31日までの1年間となっております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ、第6号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第6号議案については、可決といたします。

第4号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

第4号報告につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 県費負担教職員の専決人事を報告させていただきます。

平成31年1月の県費負担教職員の人事につきまして、ご報告をいたします。育児休業が小学校教諭1件、発令につきましては、欠員補充が小学校教諭1件、代員は小学校産休代員が1件、中学校産休代員が1件でございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いい

たします。

なければ、第4号報告につきましては、承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第4号報告については、承認といたします。

教育総務部長 先ほど答弁を保留した第4号議案について、平成29年度決算に伴う不用額、執行率を、総務企画課長よりご報告をさせていただきたいと思います。

説明員 まず、執行率でございますが、93.6%になります。決算額を申し上げますと、48億2,473万2,701円になります。こちらにつきましては、人件費等を含みますが、繰越明許費に関しましては除いているものでございます。以上でございます。

高木宏幸教育長 その他の報告がございましたら、お願いします。

教育総務部長 別に用意ございません。

高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次の教育委員会の日程について、事務局からお願いします。

教育総務部長 それでは、次回の教育委員会の日程でございますが、平成31年第1回臨時会を2月18日月曜日、時間は午後1時から、場所は教育委員会会議室で行いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

閉会の宣言

高木宏幸教育長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時30分 閉会